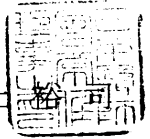


年税第2号
平成21年4月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 三上 裕司



経済危機に伴う経営安定化資金の取扱いについて

今般、新たに策定された政府の「経済危機対策」（平成21年4月10日）に対応するため、独立行政法人福祉医療機構が病院の融資条件の優遇措置（貸付金の限度額の拡充等）を講じた経営安定化資金によって対応することとなりました。

上記につき、別紙の通り通知がありましたので、各関係者宛周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

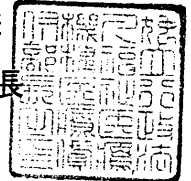
医業第0421001号

平成21年4月21日

社団法人 日本医師会 会長 殿

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



経済危機対策に伴う経営安定化資金の取扱いについて

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構においては、昨今の世界的な経済情勢の悪化の影響を受け、資金調達に困難を来している医療機関へ融資条件を優遇した経営安定化資金により対応してきたところです。

今般、新たに策定された政府の「経済危機対策」（平成21年4月10日）においては、雇用を確保し国民の痛みを軽減すること及び未来の成長力強化につながることを目的として、「安心と活力」を実現するために、政策手段を総動員し、かつ、国民一体となって「危機」に立ち向かうことを重視し、これを全力で後押しすることが求められています。

世界的な金融危機により民間金融機関の融資姿勢が厳しくなっている状況に対応するため、当機構においては、更に病院の融資条件の優遇措置（貸付金の限度額の拡充など）を講じた経営安定化資金により対応いたします。

融資の取扱いについては別紙のとおりとなっておりますので、貴職におかれましてはご了承の上、関係者への周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

経営安定化資金の取扱いについて

(1) 経営安定化資金の拡充の趣旨

世界的な金融危機による民間金融機関の融資姿勢が厳しくなる中で、病院の一時的な資金不足に対応するための長期運転資金を融資することにより、病院の安定的な経営を支援します。

(2) 融資の条件

融資額	7億2千万円以内（1施設ごとの上限額です。）
貸付金利	1. 7%（平成21年4月21日現在）
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
償還方法	毎月償還（元金均等）
担保	原則、不動産担保の提供が必要となります。 } [1,000万円までは無担保融資可能 不動産担保が無い場合は診療報酬債権のみの担保でも可能
保証人	1名以上 （ただし、開設者が個人の場合は本人及び同一生計者等のみの保証人は不可）
その他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

※貸付金利については、最優遇金利（財政投融資資金借入金利と同率）を適用いたします。

(3) 審査及び適用期間

本融資については、個別案件の状況により融資できないケースもあります。
なお、適用期間は、平成22年3月末までとします。